

## オウム病 ( psittacosis )

オウム病は、オウム病クラミジア *Chlamydophila psittaci* (以下、*C. psittaci*) による呼吸器感染症で、本来は鳥類の感染症ですが、多くの哺乳動物も感染します。感染様式としては、主として病鳥の排泄物に含まれる *C. psittaci* の吸入によります。鳥類は保菌していても一見健常であり、弱った時や産卵期、ヒナを育てる期間には排菌しやすく、病鳥が死ぬ場合は、その直前まで *C. psittaci* が大量に排菌されています。

国内の主な集団発生事例では、2001 年 6 月、シベリアヘラジカ(ヘラジカ)の出産に関わった職員 5 名が感染した事例や、2001 年 12 月から翌年にかけて、鳥展示施設の職員や来園者合わせて 17 名が感染した事例が報告されています。また、ペットを原因とした事例では、2005 年 3 月に、オカメインコを飼育していた家族 4 名全員が感染した事例も報告されています。

埼玉県のオウム病の届出は、2000 年以降年間 0~2 名で推移しています(表)。しかし本年は、既に 60 代の男性 2 名の届け出がなされました。いずれの患者も肺炎を発症し、蛍光抗体法によりオウム病と診断され、疫学調査の結果患者間に共通してセキセイインコの飼育歴が認められました。その他にも肺炎を発症した患者で、確定診断には至らなかった事例も認められました。

四類感染症に指定されているオウム病をはじめとする動物由来感染症の多くは検査による確定診断が難しく、感染症法に基づく届出のための基準ではオウム病、Q 熱で、病原体分離、病原体遺伝子の検出のほか、間接蛍光抗体法による IgM の検出、ペア血清による抗体の有意上昇の確認が必要です。また、ブルセラ症、野兔病では、病原体分離、病原体遺伝子の検出のほか、凝集反応や CF による特異抗体の検出が必要です。衛生研究所では、動物由来感染症の確定診断のための病原体分離又は病原体に対する抗体を確認する検査を準備しています。当該疾患が疑われる場合は、臨床微生物担当までご連絡をお願いします。

表 オウム病患者の届出数 (4 類感染症)  
(人数)

| 暦年         | 全国 | 埼玉県 |
|------------|----|-----|
| 2000       | 19 | 2   |
| 2001       | 30 | 1   |
| 2002       | 55 | 1   |
| 2003       | 44 | 1   |
| 2004       | 39 | 1   |
| 2005       | 34 | 0   |
| 2006. 6月迄. | 10 | 2   |